

# 令和7年度 社会福祉法人集团指導資料 法人運営④理事・監事

令和8年2月

館林市福祉部社会福祉課監査指導係

1

**理事・監事の役割**

P3

2

**理事・監事の職務及び権限等**

P5

3

**理事・監事の資格等**

P13

4

**理事・監事の員数**

P23

5

**理事・監事の任期**

P26

6

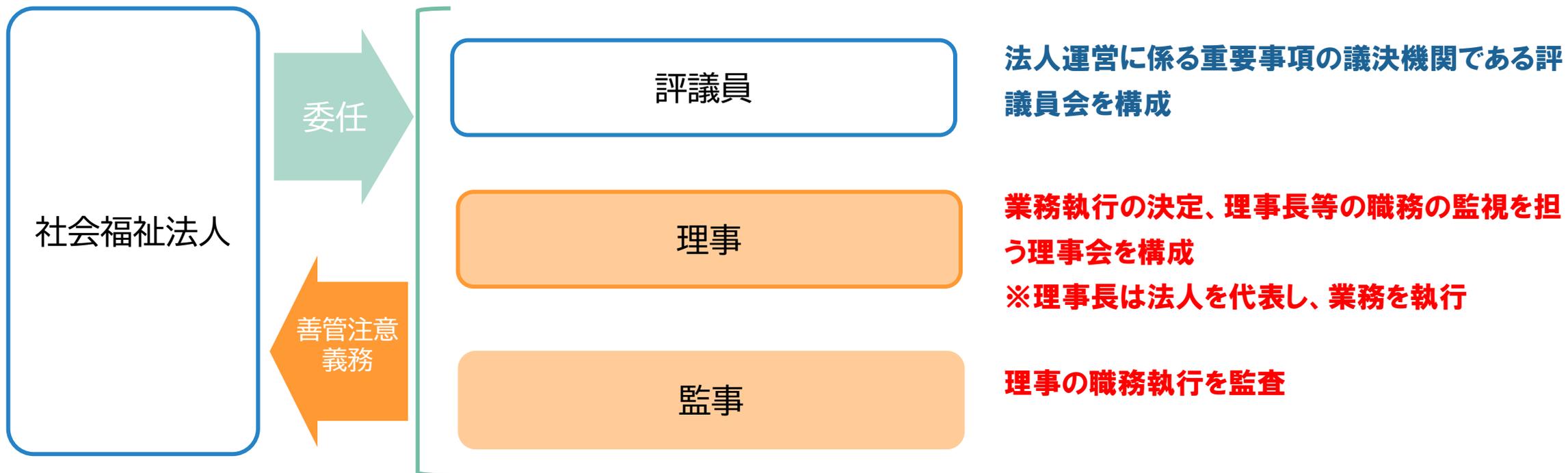
**理事・監事の選任・解任**

P27

# ① 理事・監事の役割

理事は、理事会を構成し、法人の業務執行の決定や理事長の選定解職及び職務執行の監督を行います。

監事は、理事の職務執行を監査します。また、理事及び職員に対して事業報告を求めたり当該法人の業務及び財産を調査することができ、適正な法人運営の確保に重要な役割を担っています。



# ① 理事・監事の役割 - 法人との関係

**理事** **監事** 理事及び監事は、法人との委任の關係に基づき、**善管注意義務**を負います。

※評議員と同様

## 善管注意義務

法第38条の「委任に関する規定」とは、民法第644条を指します。

**法第38条** 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との關係は、委任に関する規定に従う。

**民法第644条** 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務（善管注意義務）を負う。

このため、評議員と同じく、理事・監事は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、**その職責に応じた注意義務をもって職務にあたる**ことが求められます。

### 理事

#### ①理事

##### 権限

理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担います。

##### 評議員会で求められた場合の説明義務

評議員会において、評議員は、議題の範囲内で理事に説明を求めることができ、理事は必要な説明をしなければなりません。ただし、評議員会の議題に関しないものである場合や、正当な理由があるものとして厚生労働省令で定める場合は、この限りではありません。

##### 法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときの監事への報告義務

### ②理事長

#### 選定

- 理事長は、**理事会で理事の中から1名選定**します。
- 事故等により理事長が欠けた場合については、理事会を開催して新たな理事長を選定することとなります。

#### 権限

- 理事長は、**法人の代表権を有する**とともに、対内的に法人の業務を執行する権限も有します。
  - 平成28年改正法の施行後においては、法律上、法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、**理事長の代表権を他の者に委任することはできません。**
  - 理事長の職務代行者を定め、職務代行者名で法人の代表権を行使できることとする旨の定款の記載は無効。
  - 法人の代表者の登記は、法に定める理事長以外の者を代表者として登記することはできません。
- 理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有します。

## ②理事・監事の職務及び権限等 - 理事長

### 職務

理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行を行います。

《具体例》

- 理事会で決定した事項を執行する
- 理事会の専権事項以外の理事会から委譲された範囲で自ら意思決定し、執行する。
- ※ 理事長に委任される業務の範囲は、理事会の決議で明確に定めなければなりません。

### 職務執行状況の報告

理事長は、**3ヶ月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）**、自己の職務の執行状況を理事会に報告する必要があります。

《職務執行状況報告の参考例》

- 事業報告、事業概要
- 月次決算、決算見込み
- 理事長が専決した重要事項
- 法人、施設運営における重要事項
- 指導監査における指摘事項
- 行政庁等に対する届出等のうち重要なもの
- その他理事会より報告を求められた事項 など

※ 理事会による理事長の職務の執行の監督の実効性を確保するためであり、この報告は**実際に開催された理事会**において行わなければならない、**報告を省略することはできません。**

【根拠法令】法第45条の16第2項・第3項・第45条の14第9項によって準用する一般法人法第98条第2項、ガイドライン I-4-(4)-1

## 理事長変更登記

代表者の氏名、住所及び資格の変更があった場合、**2週間以内**に主たる事務所所在地において変更の登記をしなければなりません。  
なお、重任(任期満了に伴う改選で再任)も登記は必要です。

## 理事長変更届出

理事長の変更があった場合は、法務局への登記後、**市へ届出をしてください。**

- **期限**：代表者変更登記終了後遅滞なく
- **提出書類**：**社会福祉法人の理事長変更届について**
- **添付書類**：
  - ・理事会の議事録（写）
  - ・新理事長の履歴書（写）、就任承諾書（写）、身分証明書（写）
  - ・申立書（写）
  - ・代表者変更登記済の法人登記事項証明書（写）

(市様式)理事長変更届

(文書番号)  
年 月 日

館林市長 あて

法 人 名  
代表者氏名

社会福祉法人の理事長変更届について

このことについて、下記のとおり本法人の理事長を変更したので届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日  
2 変更

新		旧	
職 名	氏 名	職 名	氏 名

添付書類

- 1 理事会議事録（写）
- 2 新理事長履歴書（写）、就任承諾書（写）、身分証明書（写）、申立書（写）
- 3 代表者変更登記済の法人登記事項証明書（写）

### ③業務執行理事

#### 選定

理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事（業務執行理事）を理事会で選定することができます。  
※業務執行理事を置くかどうかは、法人の任意です。（国FAQ問39-2）

#### 権限

業務執行理事は、理事長と違い**代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はありません。**

#### 職務

業務執行理事は、法人の**内部的な業務**を分担執行します。  
※理事長の職務代理人として法人の**対外的な業務**を執行することはできません。業務を執行する場合には理事長名で行います。

#### 職務執行状況の報告

業務執行理事は、理事長と同様に、**3ヶ月に1回以上（定款で、毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行状況を理事会に報告**する必要があります。また、この報告は実際に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできません。

### 監事

#### 職務

監事は、**法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、監査報告を作成します。**

毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならないこととされています。

#### 権限

- 監事は、職務の遂行のため、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し、事業の報告を求め、また、社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができます。
- 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求することができます。その際、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができます。

## ②理事・監事の職務及び権限等 - 監事

### 理事会への報告義務

監事は、①理事の不正の行為若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合②法令、定款違反の事実がある場合③著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告する義務を負います。

### 理事会への出席義務

監事は、理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければなりません。

これは、監事が出席することにより、理事会の議論を把握し、理事の業務執行の監督につなげるとともに、理事会において法令・定款違反の決議若しくは著しく不当な決議が行われるのを防ぐ目的があります。

### 評議員会に対する報告義務

監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告しなければなりません。

### 評議員会で求められた場合の説明義務

評議員会において、評議員は、議題の範囲内で監事に説明を求めることができ、監事は必要な説明をしなければなりません。ただし、評議員会の議題に関しないものである場合や、正当な理由があるものとして厚生労働省令で定める場合は、この限りではありません。

## 監査報告の内容

### 《計算関係書類についての監査報告》

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 計算関係書類が法人の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ④ 追記情報：次の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項  
・ 会計方針の変更    ・ 重要な偶発事象    ・ 重要な後発事象
- ⑤ 監査報告を作成した日

### 《事業報告についての監査報告》

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 事業報告等が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ③ 当該法人の理事の職務遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由
- ⑥ 監査報告を作成した日

## 監査報告の手続

特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類及び事業報告等についての監査報告の内容を通知しなければなりません。

- ① 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日
- ② 計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）

※特定監事：計算関係書類及び事業報告等についての監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう

※特定理事：計算関係書類及び事業報告等についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類及び事業報告等の作成に関する職務を行った理事をいう。

【根拠法令】 施行規則第2条の27、第2条の28第1項、第2条の36、第2条の37第1項

### 理事

理事のうちには、次に掲げる者が含まれていなければなりません。

- ① 社会福祉事業の**経営**に関する識見を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う**事業の区域における福祉**に関する実情に通じている者
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、**当該施設の管理者**

「②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」の例示(審査要領第三(3))

- a. 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- b. 民生委員・児童委員
- c. 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- d. 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- e. 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

※ 上記②について審査要領に例示がありますが、法人において適正な手続きにより選任されている限り、特段の制限はありません。

※ 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加える必要があります。

### 監事

監事のうちには、次に掲げる者が含まれていなければなりません。

- ① **社会福祉事業**について識見を有する者
- ② **財務管理**について識見を有する者

「①社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」の例示（審査要領第三(2)）

- 社会福祉に関する教育を行う者
- 社会福祉に関する研究を行う者
- 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

「②財務会計について識見を有する者」とは(審査基準第三4(5)、国FAQ問37)

- 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。
- 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人・公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経理に専門的知見を有する者等も考えられる。

※法人において適正な手続きにより選任されている限り、特段の制限はありません。

### ③理事・監事の資格等 - 欠格事由

理事 監事

次に掲げる者は、**理事及び監事となることができません。** ※評議員と同様

1. 法人
2. 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
3. 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
4. 3に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
5. 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
6. **暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者**

評議員の責任を全うするために、一定の場合が欠格事由として定められています。また、法人の高い公益性に鑑み、法人は暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりをもってはなりません。

## 監事

**監事は、法人の評議員、理事又は職員を兼ねることはできません。**

監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、**自らが監事を務める法人の評議員、理事又は職員を兼ねることは認められていません。**

【根拠法令】 法第44条第2項

参考: 法人の役員・評議員・職員との兼務関係

	監事	理事	評議員	職員
監事			×	×
理事	×		×	○
評議員	×	×		×
職員	×	○	×	

理事は法人の職員と兼ねることができますが、監事はできませんので、注意しましょう。

## ④理事・監事の資格等 - 特殊関係者の制限

### 理事

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係にある者が**理事の総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。**  
ただし、**理事の親族等特殊関係者の上限は3人です。**

1. 配偶者
2. 三親等以内の親族
3. 厚生労働省令で定める者
  - ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ② 当該理事に雇用されている者
  - ③ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者
  - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
  - ⑥ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限り)
  - ⑦ 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限り。)・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

### ③理事・監事の資格等 - 特殊関係者の制限

#### 監事

**監事には、各役員の配偶者及び三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係にある者も含まれてはなりません。**

1. 配偶者
2. 三親等以内の親族
3. 厚生労働省令で定める者
  - ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ② 当該役員に雇用されている者
  - ③ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者
  - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
  - ⑥ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限り)
  - ⑦ 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限り)
  - ⑧ 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り)
  - ⑨ 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限り。)・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

# ③ 理事・監事の資格等 - 欠格事由等に当たらないことの確認

理事 監事

法人は、理事及び監事の選任に当たり、候補者が欠格事由等に該当しないか等について、確認を行う必要があります。

## 確認の方法

履歴書もしくは誓約書、申立書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えありません。

## 確認する内容

- 《理事》
  - 理事候補者が欠格事由に該当しないこと
  - 当該法人の各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと
- 《監事》
  - 監事候補者が欠格事由に該当しないこと
  - 当該法人の各役員(理事及び監事)と特殊の関係にある者が含まれていないこと

特殊関係者の人数については、理事と監事で規定が異なりますので、確認の際には注意しましょう。

# ③理事・監事の資格等 - 欠格事由等に当たらないことの確認

(書式) 確認内容を満たしていれば形式は問いません。

## 理事

### 誓約書 (例)

私は、社会福祉法人〇〇〇の**理事**に就任するにあたり、次の各号を誓約します。

1. 第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
2. 各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと

社会福祉法人〇〇〇  
理事長 〇〇〇〇 様

〇年〇月〇日  
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇

(参考)

社会福祉法第40条第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為のb峰知等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第128条第1号二及び第3号において「暴力団員等」という。)

## 監事

### 誓約書 (例)

私は、社会福祉法人〇〇〇の**監事**に就任するにあたり、次の各号を誓約します。

1. 第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
2. 各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

社会福祉法人〇〇〇  
理事長 〇〇〇〇 様

〇年〇月〇日  
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇

(参考)

社会福祉法第40条第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為のb峰知等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第128条第1号二及び第3号において「暴力団員等」という。)

## ③理事・監事の資格等 - 理事・監事の選任にあたっての留意事項

### 理事 監事

欠格事由該当者、特殊関係者、暴力団員等の反社会的勢力の者のほか、理事・監事の選任にあたっては、次の事項にも留意してください。

#### 名目的な選任

理事会の役割の重要性に鑑み、**実際に理事会に参加できない者**を名目的に選任し、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではありません。

《不適當であると判断する基準》

- 前年度から当該年度までの間における理事会を2回以上続けて欠席している者
- ※ 決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない。

【根拠法令】 審査基準第三1(3)、ガイドライン I-4-(3)-1、I-5-(2)-2

#### 関係行政庁の職員

法第61条に規定する公私分離の原則に照らし、**関係行政等の職員が法人の役員となることは適当ではありません。**社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえませんが、**役員総数の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与に当たる**ものとされています。

【根拠法令】 法第61条第1項第2号・第3号、法第109条第5項、審査基準第三1(1)

### 慣例的な選任

地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当ではない。(審査基準第三1(4))

### 顧問弁護士等

法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、**顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士を監事に選任することは適当ではない。**一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。(国FAQ問38)

## ④理事・監事の員数

理事 監事

**理事は6人以上、監事は2人以上**の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されている必要があります。

**定款で定めた理事の数(6人以上) = 在任する理事の員数**

**定款で定めた監事の数(2人以上) = 在任する監事の員数**

## ④理事・監事の員数 - 欠員が生じた場合

理事 監事

**役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、引き続き役員としての権利義務を有します。**

定款に定めた役員の員数に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、引き続き役員としての権利義務を有します。

また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずる恐れがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任できるとされています。

※「利害関係人」とは、当該法人の他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当します（国FAQ27）

## ④理事・監事の員数 - 欠員が生じた場合

理事 監事

役員に欠員が生じた場合には、**すみやかに、欠員補充を行う必要があります。**

法第45条の7では、定款で定めた理事又は監事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならないと規定されています。

なお、欠員が3分の1を超えない場合について法令には直接の明記はありませんが、定款に反した状態が続くと法人運営に影響を及ぼす恐れがあり適当ではないことから、すみやかに欠員補充を行う必要があります。

- ① 欠員が生じた都度、役員を選任手続きを行う
- ② 欠員が生じた場合に備え、補欠の役員をあらかじめ選任しておく（国FAQ問34）

※ただし、②の場合は定款に定めが必要

（例）「理事及び監事は、欠員が生じた場合に備えて、補欠を選任しておくことができる。」

## ⑤ 理事・監事の任期

理事 監事

**役員**の任期は、**選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで**です。

なお、役員**の任期は、定款に定めることによって、短縮することができます。**

### 補欠の役員**の任期**

任期の満了前に退任した役員**の補欠として選任された役員**の任期を**退任した役員**の任期の満了する時まで****とすることができます。

## ⑥理事・監事の選任・解任 - 選任

理事 監事

役員は、**評議員会の決議**によって選任します。

法第43条の規定により、役員は、評議員会の決議によって選任することとされています。

また、定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができます。

### 補欠の理事の選任

補欠の理事として選任する場合には、次に掲げる事項も役員の選任の決議とあわせて決定する必要があります。

- 候補者が補欠の役員である旨
- 候補者を1人又は2人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名
- 同一の役員(2人以上の役員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の役員)につき2人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位
- 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

## ⑥理事・監事の選任・解任 - 選任

### 監事

**理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、在任する監事の過半数の同意を得なければなりません。**

理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることから、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないこととされています。

### 同意の確認方法

- 各監事ごとに作成した同意書
- 監事の連名による同意書
- 監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。)

再任される場合であっても、在任する監事本人の同意は必要です。

### 監事の同意書(連名)の例

#### 監事の選任議案に関する同意書 (例)

私たち監事は、社会福祉法第43条第3項において準用する一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第72条第1項の規定により、○年○月○日の開催定時評議員会に提出予定の監事の選任議案について、下記の者次期監事の候補者とする議案の提出に同意いたします。

#### 記

#### 監事候補者

氏名 ○○○○

氏名 ○○○○

社会福祉法人○○○  
理事長 ○○○○ 様

○年○月○日  
監事 ○○○○  
監事 ○○○○

## ⑥理事・監事の選任・解任 - 就任承諾書

評議員会により役員として選任された者が就任を承諾したことを、**文書により確認（就任承諾書の徴収等）**し、法人において保存される必要があります。

### 就任承諾の有無の確認

役員として選任された者が、就任を承諾した場合に、その時点（承諾のときに役員の任期が開始していない場合は任期の開始時）から役員となります。そのため、**就任の承諾の有無を文書（就任承諾書）により確認し、法人に保管しておく必要があります。**

### 委嘱状の交付

委嘱状の交付は義務ではありませんが、委嘱状について定款や定款施行細則等で定めている場合には、委嘱状の交付が必要です。なお、法人において、選任された者に委嘱状により役員に選任された旨を伝達し、就任の意思確認を行うことは差し支えありません。

# ⑥理事・監事の選任・解任 - 就任承諾書

■ 書式 形式は問いません。  
誓約書と兼ねて「就任承諾書兼誓約書」とすることも可能。

■ 日付（承諾日）について  
就任承諾書は、**事前あるいは選任された日当日**に受け取ることが望ましいです（国FAQ問44-6）。

※例1 就任承諾書

私は、社会福祉法人〇〇〇の理事に就任することを承諾します。

就任期間 ○年度の定時評議員会の終結の時から  
○年度の定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人〇〇〇  
理事長 〇〇〇〇 様

〇年〇月〇日  
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇(印)

任期を記載する場合は、「〇年〇月〇日」とせず、定款のとおり記載しましょう。

署名若しくは記名押印（認め印で差し支えない）

(表面)

※例2 就任承諾書兼誓約書(例)

私は、社会福祉法人〇〇〇の監事に**就任することを承諾します**。  
また、就任するにあたり、次の各号を誓約します。

1. 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
2. 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと
3. 暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと

就任期間 ○年度の定時評議員会の終結の時から  
○年度の定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人〇〇〇  
理事長 〇〇〇〇 様

〇年〇月〇日  
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇(印)

(裏面)

(参考)  
社会福祉法第40条第1項  
次の各号のいずれかに該当する者は、評議員となることができない。  
一 法人  
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの  
三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  
四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  
五 法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

事前に徴取する場合、文言に注意しましょう。  
「選任されましたので、承諾します」の場合、誓約日は選任日当日に限定されます。事前徴取の場合は例のような文章もしくは「選任された場合、承諾します」など。

## ⑥理事・監事の選任・解任 - 解任

理事 監事

役員は、**評議員会の決議**によって解任することができます。

法第45条の規定により、役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができるかとされています。

### 解任の事由

- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

**法人運営④「理事・監事」は以上となります。ご受講ありがとうございました。  
引き続き、法人運営⑤「理事会」をご受講ください。**